

中古車売買のトラブル～売却編～ 売却後に買取金額を減額される!?



ポイント



- 「査定時にせかされて契約したところ、契約後に買取価格を減額された」「解約を申し出ると高額なキャンセル料を請求された」といった中古車の売却に関する相談が多数寄せられています。
- 契約する際は契約内容に不利な条項がないかなど書面でしっかり確認しましょう。特にキャンセル料については、いくらか、いつから発生するのか等の確認が重要です。
- 車の売却はクーリング・オフできません。契約をせかされても一呼吸おいて、よく考えましょう。
- 契約後に業者から査定額を減額すると言われた場合、その根拠を示すよう伝えましょう。事前に修復歴を適切に告げた場合、修復歴を理由とした契約解除や減額に応じる必要はありません。

和歌山県消費生活センター ☎ 073-433-1551
〒640-8319
和歌山市手平2丁目1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

和歌山県消費生活センター紀南支所 ☎ 0739-24-0999
〒646-0027
田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

※消費者ホットライン ☎ 188 ^{いやや}でもお近くの相談窓口につながります。